

ひゅうが奥日向 観光プロモーション動画制作・配信事業 プロポーザル実施要領

1. 目的

国内旅行やインバウンド需要が高まるなか、同協議会において初となるPR動画を制作し、国内外に向けて圏域の魅力を発信するもの。さらに、作成したPR動画をSNSやさまざまなメディアを活用し、国内外に向け情報発信するほか、圏域内の屋外LEDビジョンや圏域内外の観光商業施設、また高速道路のサービスエリア等で放映し、圏域への誘客を図るもの。

2. 業務概要

- (1) 業務名
ひゅうが奥日向 観光プロモーション動画制作・配信事業（以下「本事業」という。）
- (2) 委託内容
別添、ひゅうが奥日向 観光プロモーション動画制作・配信事業仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結日から令和6年2月末まで
- (4) 契約限度額
1,980,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3. 提案者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けている者であること。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税・地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱等物品等の契約に係る競争入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱等に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれの日においても、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）第10条及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第8条の規定に基づく入札参加の資格停止を受けていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (8) 宮崎県内に本社若しくは本店又は支社、支店若しくは営業所を有し、令和5年度における日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村のいずれかの建設業者等有資格業者名簿等に登録されている者で「委託」または「物品」の業種に登録されていること。
- (9) 平成29年度から令和4年度までに民間企業から依頼されたプロモーション動画を作成し、納

品した実績があること。または、地方自治体、それに準ずる公益法人、団体等との間でプロモーション動画作成の契約締結をし、成果物を納品した実績があること。

4. プロポーザル実施スケジュール

期間又は期日	内容
9月7日(木)	公告
9月7日(木)～9月15日(金)	参加表明書の提出期間
9月19日(火)～9月21日(木)	質問受付期間
9月22日(金)	質問回答期日
9月25日(月)	提案書の提出依頼
9月29日(金)	提案書提出期限
10月10日(火)	提案書特定、結果通知
10月中旬	業務内容の最終打ち合わせ、契約

※日付は予定のため変更の可能性あり。

5. 参加表明手続

- (1) 提出期限 令和5年9月15日(金) 午後5時必着
- (2) 提出場所 日向・東臼杵広域観光推進協議会事務局(日向市観光交流課)
- (3) 提出方法 持参又は郵便(書留郵便に限る)
- (4) 提出書類 資料は日向市ホームページ <https://www.hyugacity.jp> もしくは門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村、各観光協会ホームページからダウンロードすること。

様式	名称	提出部数等
様式1	参加表明書	原本1部(クリップ留め) 写し1部(ホッチキス留め)
様式2	会社概要	
様式3	委任状(必要な場合のみ)	
様式4	業務実績	
様式5	業務実施体制	
様式6	予定技術者調書	

- (5) 参加表明書類の記載に関する留意事項
各種様式の記載は、次のとおりとする。
 - ①様式1：参加表明書
・参加希望者の必要事項を記載し、押印すること。
 - ②様式2：会社概要
・会社名、所在地等を記載すること。
・会社概要や実施業務分野等が記載されたパンフレット等の資料があれば提出すること。
 - ③様式3：委任状
・本社が支店や営業所等に、当プロポーザルの参加及び契約締結に関すること等を委任する場合に提出すること。
 - ④様式4：業務実績
・参加希望者が平成29年度から令和4年度までに、民間企業から依頼されたプロモーション動画の作成をし、納品した実績、または、地方自治体、それに準ずる公益法人、団体等との間でプロモーション動画等作成の契約締結をし、成果物を納品した実績を最大3件まで記載すること。
・業務実績は、元請として受注したものを対象とすること。
・記載した業務実績について、実績を証明できるもの(動画データまたは作成した動画が掲載

されているウェブサイトの URL) を提出すること。

⑤様式 5：業務実施体制

- ・規格は A 4 用紙 1 枚以内、様式は任意とする。
- ・本業務遂行にあたり必要と思われる技術者の業務別配置計画等を記載すること。

⑥様式 6：予定技術者調書

- ・配置予定の管理技術者及び担当技術者のプロモーション動画を作成した業務実績について、記載すること。
- ・配置予定の技術者が複数いる場合は、それぞれの技術者ごとに様式に記載し、提出すること。

6. 質疑の受付・回答

- (1) 受付期間 9 月 19 日 (火) ～ 9 月 21 日 (木)
午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- (2) 提出方法 FAX または電子メールで商工観光部観光交流課宛てに送付。
FAX：0982-54-2639 電子メール：kankou@hyugacity.jp
※到着確認を必ず行うこと。
- (3) 提出様式 様式 7「質問書」による。
- (4) 回答方法 令和 5 年 9 月 22 日 (金) までに、FAX または電子メールで回答する。
- (5) その他
 - ① 表題は「ひゅうが奥日向 観光プロモーション動画制作・配信事業に関する質問」と明記すること。
 - ② 質問の内容を確認するために、本協議会から問い合わせる場合がある。
 - ③ 質問に対する回答は、実施要領等の追加または修正とみなす。
 - ④ 参加希望者全員に周知すべき質問及び回答については、プロポーザル参加者に対し、FAX または電子メールにて連絡する。

7. 参加資格審査・提案書提出依頼

- (1) 協議会メンバーで組織するプロポーザル審査において、提出された参加表明書等で、参加資格を審査する。参加資格を満たす者には提案書の提出を求めるものとし、令和 5 年 9 月 25 日 (月) に通知文書を送付する。
- (2) 資格を有する者が多数の場合は、会社及び配置予定技術者の業務実績等を評価し、上位 5 者程度を選考するものとする。
- (3) 参加資格審査通知後に、参加資格を満たしたものが、次のいずれかに該当する場合は、当プロポーザルに参加することができない。
 - ・本要領 3 の提案者の資格要件を満たさなくなったとき。
 - ・参加表明書等に虚偽の記載があった場合。

8. 提案書提出

参加資格審査を経て提案書提出依頼を受けた者は、以下の手続きで提案書等を提出すること。

- (1) 提出期限 令和 5 年 9 月 29 日 (金) 午後 5 時必着
- (2) 提出場所 日向市商工観光部観光交流課
- (3) 提出方法 持参又は郵便 (書留郵便に限る)
- (4) 提出書類

様式等	名称	提出部数等
様式 8	企画提案書	原本 1 部 (クリップ留め)
任意様式	1. 技術提案書	写し 7 部 (左側 2 か所ホッチキス留め)
	2. 業務行程書	
	3. プロモーション動画構成案説明書 (絵コンテ)	
	4. 見積書	1 部

- (5) 技術提案書の作成に関する留意事項
 - ① 様式規格は、A 4 規格縦とし、仕様書に記載されている各業務及び仕様書等に記載のない自由提案についての提案書を 20 枚以内（表紙・目次は含まない）で作成すること。
 - ② A 4 片面を 1 枚と算定する。
 - ③ 図、絵、写真等の使用は可とする。
 - ④ A 3 規格の折り込みは可とするが、枚数は片面 2 枚と計算する。
 - ⑤ 文字サイズは 11pt 以上とする。
- (6) 業務行程書の作成に関する留意事項
 - ① 提案書で示す内容を踏まえたスケジュールと本協議会の役割について、業務内容ごとに記載すること。
 - ② 様式規格は A 3 規格横（折り込み）とし、文字サイズは問わない。
 - ③ 業務行程には、参加者を特定できる名称を表示してはならない。
- (7) プロモーション動画構成案説明書（絵コンテ）の作成に関する留意事項
 - ① 様式規格は A 4 規格縦とし、作成しようとするプロモーション動画の構成案を 6 枚以内で作成すること。
 - ② A 4 片面を 1 枚と算定する。
 - ③ 図、絵、写真等の使用は可とする。
 - ④ 各シーンにおける動画の予定経過時間を記載すること。
 - ⑤ 文字サイズは 11pt 以上とする。
- (8) 見積書の作成に関する留意事項
 - ① すべての業務の見積金額及び内訳金額（税抜き）を記載すること。
 - ② 内訳金額は、人件費及びその他経費を記載すること。
 - ③ 提出の様式、枚数は問わない。
- (9) その他
 - ① 提案書提出後の資料追加、訂正は認めない。
 - ② 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
 - ③ 提案書等の著作権は提案者に属するが、必要な範囲で複写することがある。
 - ④ 提出された提案書は返却しないものとする。

9. 審査

- (1) 提案書の特定に係る審査は、プロポーザル方式で行い、提出された提案書を書面審査により総合的に評価し、優先交渉者および次点交渉者を特定する。
- (2) 企画提案における評価項目及び評価割合は、別紙「ひゅうが奥日向 観光プロモーション動画制作・配信事業プロポーザル審査基準表」のとおりとする。
- (3) 提案書を提出した事業者が 1 社のみの場合であっても、ヒアリング等を実施の上、上記（1）、（2）の審査方法により、当該事業者の選定の可否を決定する。
- (4) 審査評価の合計点が満点の 6 割に満たない場合は、優先交渉者および次点交渉者の特定を行わない。
- (5) 最高点の者が 2 者以上になった場合は、見積書に記載している金額のより低い者を交渉者として優先し、見積書に記載している金額が同額の場合は、プロポーザル審査会の合議により交渉者を特定する。
- (6) 審査結果については、提案者全員に「結果通知書」により通知する。

10. 無効となる参加表明書又は提案書等

参加表明書又は提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。

11. 失格となる提案者

提案者が、以下に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 本要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接に求めた場合
- (2) その他審査会が不適格と認めた場合

12. 契約手続

審査の結果、最も優れた提案書の提案者を優先交渉者として契約の交渉（提案書の修正協議を含む。）を行う。なお、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次点交渉者と契約の交渉を行う。

13. その他

- (1) 当プロポーザル及び本業務委託を通じ、著作権法令等の法令を遵守すること。
- (2) 個人情報については、法令に基づき適正に取り扱うこと。

14. 問い合わせ先

〒883-8555 宮崎県日向市本町 10 番 5 号 日向市商工観光部観光交流課（担当：安田）
TEL 0982-66-1026（内線 2349）／ FAX 0982-54-2639
E-mail kankou@hyugacity.jp